

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはグループ基本理念として「健全な価値観」「社会貢献」「個と組織の成長」を掲げ、高付加価値情報を創造・提供し、顧客の発展ひいては社会の発展に貢献することにより「存在する意義のある組織」であり続けることを目指しております。

上記の基本理念に基づく組織風土を保持し続けることを最重要経営課題であるとの認識のもと、当社グループは、純粹持株会社体制により経営判断の迅速化による企業競争力の強化を目指す一方、事業子会社に対する経営管理・監督機能を発揮することにより、グループ全体のコーポレート・ガバナンスの充実を行っております。

今後も、適時適切公平にディスクローズを行う会社、財務健全性が確立している継続企業として評価される会社とすべく努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本マネジメント・アドバイザー・カンパニー	1,555,300	31.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	187,700	3.77
山田 淳一郎	184,700	3.71
山田アンドパートナーズコンサルティング株式会社	173,600	3.49
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	172,700	3.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	156,300	3.14
和田 成史	146,700	2.94
宮崎 信次	99,400	1.99
山田コンサル社員持株会	82,300	1.65
布施 麻記子	66,400	1.33

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から、平成26年8月6日付の大量(変更)保有報告書の写しの送付があり、平成26年7月31日現在で341,700株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)の大量(変更)保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)

住所 米国 02210 マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245

保有株券等の数 株式 341,700株

株券等保有割合 6.87%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伏見 俊行	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伏見 俊行	○	——	国税庁勤務後、現在は大学院教授という職歴での財政・金融・税務等に関する豊富な経験・実績・見識を当社の経営に反映させることを期待するとともに、客観的な第三者の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適性を確保するための助言や提言を期待しております。 また、同氏は独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社は判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、常勤監査役1名（社外監査役）及び非常勤監査役2名（社外監査役）で実施しております。常勤監査役は当社の取締役会及び各事業子会社の営業戦略会議等の重要な経営・営業会議に出席し、経営の実態を適時把握することにより、業務執行の監督機能を発揮しております。

会計監査人との決算事前説明会及び会計監査人による監査報告会には監査役も出席し、相互に意見交換ができる体制となっております。

内部監査は社長直轄の組織である内部監査室で実施しており、内部監査規程に従い、各年度毎に内部監査計画を策定し、当社及び事業子会社に対して会計、業務、組織等に関する監査を実施しております。当該監査の報告は直接社長に行われるとともに、監査対象部門に対しては監査結果に基づいて改善提言を行うことになっております。

また、内部監査室は内部監査の実効性及び効率性を高めるため、必要に応じて監査役及び会計監査人との間で、事業年度毎の内部監査計画、内部監査実施計画、内部監査結果等について情報交換を行うことになっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小松 直也	他の会社の出身者													
武内 正	公認会計士													
鈴木 康二	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松 直也	○	——	金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待できるため、社外監査役として選任しております。
			また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

武内 正	○	_____	公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する高い専門知識を活かした監査が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
鈴木 康二	○	_____	公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する高い専門知識を活かした監査が期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

企業価値の一層の増大を図るため株主と株価を意識した経営を推進すること、また当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高揚させることを目的としてストックオプション制度を導入しております。
ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、平成19年6月19日開催の第18回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、当社グループ構成員にストックオプションを付与しております。
当社グループでは、一定以上の役職に新たに新たに就いた者で、かつ今後の活躍が大いに見込まれ、業績向上に貢献することが期待される者に対してストックオプションを付与するルールとなっております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬限度額は、平成12年6月15日開催の第11回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
また当社は、当社取締役に対し、ストックオプション報酬制度を採用しております。ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の額については、平成19年6月19日開催の第18回定時株主総会において上記報酬限度額とは別枠で年額30,000千円以内と決議いただいております。
平成27 年3月期における当社の取締役に対して支払った報酬額は26,104千円(基本報酬26,100千円、ストックオプションによる報酬額4千円)であります。
なお、役員ごとの報酬等の総額につきましては、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方	なし
------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が原則として出席する当社定例取締役会では、当社の重要事項の審議・決議・会計報告を行い、併せて事業子会社の会計報告・重要事項の報告等も行っております。

また、事業子会社の重要事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、原則として当社定例取締役会において審議・決議を行っております。

以上から、社外取締役及び社外監査役が当社の経営実態を適時的確に把握できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 役員構成と企業グループ統治

平成27年6月末の当社の役員構成は取締役6名(うち社外取締役1名)、常勤監査役1名(社外監査役)、非常勤監査役2名(社外監査役)となっており、監査役制度を採用しております。

社外取締役1名及び監査役3名につきましては独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

また、当社代表取締役会長兼社長は主要事業子会社の代表取締役会長も兼任しており、各事業子会社の営業戦略会議等の重要な会議に出席することにより当社グループの統治を行っております。

(2) 取締役会の状況

当社は、定例取締役会を月1回開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決議を行い、併せて全事業子会社の会計報告等も行っております。当社子会社の重要事項を決定する場合は、関係会社管理規程に基づき、当社取締役会において審議・決議を行っております。

また、グループ全体としての検討事項・決定事項を周知徹底するため、各事業子会社の取締役会にも当社取締役が出席し、積極的に意見交換・情報交換を行っております。

(3) 監査役監査及び会計監査の状況

監査役監査は、常勤監査役1名(社外監査役)及び非常勤監査役2名(社外監査役)で実施しております。

常勤監査役は取締役会及び各事業子会社の営業戦略会議等重要な経営・営業会議に出席し、経営の実態を適時把握することにより、業務執行の監督機能を発揮しております。会計監査人との決算事前説明会及び会計監査人による監査報告会には監査役も出席し、相互に意見交換ができる体制となっております。

当社の会計監査は、平成27年3月期については新日本有限責任監査法人が実施いたしました。平成27年3月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士等は次のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士: 指定有限責任社員 業務執行社員 関谷 靖夫氏、指定有限責任社員 業務執行社員 桑山 正成氏

・監査業務に係る補助者: 公認会計士12名、その他13名

(4) 平成27年3月期における当社及び当社連結子会社の新日本有限責任監査法人に対する監査証明業務に基づく報酬はそれぞれ21,500千円、1,000千円であります。非監査業務に基づく報酬はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は純粋持株会社として当社グループの事業子会社を統括し、経営判断の迅速化による企業競争力の強化を図っている一方で、事業子会社に対する経営管理・監督機能を発揮しております。加えて、経営の透明性と健全性を担保するため、独立性の高い社外取締役を選任し、監督機能向上を図っております。

また、監査役につきましては、監査役3名とも独立性の高い社外監査役を選任し、監査役監査の実効性向上を図っておりますので、経営の監督機能を十分に発揮できる体制となっております。

常勤監査役は、取締役会及び各事業子会社の営業戦略会議等の重要な経営・営業会議に出席し、経営の実態を適時把握することにより、業務執行の監督機能を発揮しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日の約10日前に定時株主総会を開催しております。
その他	当社のホームページ(http://www.yamada-cg.co.jp)にて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算の年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会(事業説明会)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(http://www.yamada-cg.co.jp)にて決算短信、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知等のIR資料を掲載しております。 また、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を動画配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理部に担当者を置き、IRを担当させております。	
その他	アナリスト・機関投資家に対し、要望があればIRミーティングを実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「心と行動の規範」(グループコンプライアンス規程)を制定し、顧客、株主、投資家、社員、取引先、社会等との関係について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	【環境保全】 ・節電対策 ・クールビズ
その他	【義援金及び募金活動】 ・災害、環境保護等の募金活動への協力

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置している。同委員会の委員長をコンプライアンス統括責任者とし、グループ内各組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ・コンプライアンス関連の諸規程を当社グループの行動規範とし、当社グループの取締役及び使用人に対し定期的実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理をすべての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ・内部通報者保護規程を制定しており、組織的又は個人的な法令等違反行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取り扱いを防止する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む)については、文書管理規程に従い、関連資料とともに保存、管理し、少なくとも10年間は必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を制定している。
- ・グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、グループを取り巻く様々なリスクをグループ内各組織横断的に把握・評価し、これを適切に管理する。
- ・リスクの現実化に伴う危機に備え、グループ各社において危機管理規程、緊急時対応策規程等を制定しており、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会の毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速な意思決定体制としている。毎月1回の定期開催取締役会では、子会社の会計報告及び状況報告等を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループリスク管理・コンプライアンス委員会主導のもと、グループ各子会社において必要な諸規程を整備し、当社グループの内部統制を構築・運用している。
- ・関係会社管理規程を定めており、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、グループ各子会社に対し必要な管理を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしている。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重し、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ・監査役の職務を補助する使用人は、その要請された業務の遂行に関しては、監査役の指揮命令に従うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の遂行に必要なないと認められる場合を除き、これに応じるものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時行う。
- ・監査役は、必要に応じて顧問弁護士や会計監査人と連携をとり、監査役監査を行う。

(10) 反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備

- ・当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針とする。当社の総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築している

【リスク管理体制の整備の状況】

グループ基本理念「健全な価値観」のもと、法令の遵守及び高い倫理観の保持を徹底するため、グループ全体のリスク管理に関する統括組織として、グループリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しております。加えてその下部組織としてグループ各社においてリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に研修会を実施し、社会的責任を重視した企業風土の維持・強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の係わりを持たず、毅然とした態度を貫き、これを断固として排除することを基本方針としております。

当社の総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、顧問弁護士、所轄警察等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

(1) 適時開示の責任者と担当部署

当社では、情報管理責任者及び適時開示責任者である担当取締役のもと、経理部を情報取扱事務局（適時開示担当者）としております。また、当社各子会社（以下「グループ各社」）においては、代表者（社長又は社長が指名した者）が子会社に係る会社情報の開示等の情報管理担当者となっており、グループ各社の重要情報が情報管理責任者、適時開示責任者に速やかに報告される体制となっております。

(2) 情報の把握

・決定事実

当社及びグループ各社における重要な業務執行につきましては、当社取締役会において決定しております。また、グループ各社において取締役会決議を要する重要事項につきましては、当社「関係会社管理規程」に基づき、当社への事前協議を要する事項を定めております。事前協議事項につきましては、当社において内容を審議・承認しており、グループ各社に関する情報の一元的管理をしております。

・発生事実

当社及びグループ各社において重要な事実が発生した場合は、「グループ・インサイダー取引防止規程」及び「適時開示規程」に基づき、速やかに当社の情報管理責任者に報告され、情報を集約し適時開示責任者に速やかに報告しております。

・決算情報

当社及びグループ各社の決算情報につきましては、当社経理部が主管部門として、全社の決算情報のとりまとめと作成を行い、最終的に取締役会において決定しております。

(3) 適時開示の判断

前項の各情報につきましては、適時開示責任者の下で経理部により、金融商品取引法及び適時開示規則に基づく開示の必要性につき検討を行っております。

(4) 公表手続

適時開示が必要と判断された情報につきましては、決定事実と決算情報につきましては当社取締役会による決定後、発生事実につきましては適時開示責任者が確認の後、速やかにIR担当よりプレスリリースの実施及びホームページ（<http://www.yamada-cg.co.jp>）上への掲載を行っております。

